

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月
(令和 6 年 4 月改定)

神奈川県立光陵高等学校

神奈川県立光陵高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめほどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないために、全ての教職員がいじめの防止に取り組む。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・いじめの特質等について、グループ会議や学年会、職員会議などを活用し、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・職員が生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう教育相談の考え方や態度を身につけ、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がける。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動がどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ・いじめ問題は、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を増やすことにより、小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、日常的な関わりの中で生徒理解を深めることにより、生徒との信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係をつくる。
- ・生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、教育相談窓口を設置し、その窓口を周知するための工夫をするとともに、面談週間を設定し、実態把握に努める。
- ・定期的なアンケート調査を実施し、生徒の状況の客観的な把握に努める。
- ・日頃より家庭との協力関係・信頼関係の構築に努める。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ・いじめた生徒に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、いじめを行なった背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努めるなど、いじめた生徒の健全な人格の発達を促す。
- ・いじめには様々な要因があることから、特別指導や懲戒を行うにあたっては、生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行なうとともに、生徒が自分の行為を理解し、健全な人間関係を育む態度を身に付けるよう指導する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除するなどの措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、書き込んだ生徒（場合によってはプロバイダ）に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組みについて周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていく。
- ・保護者と連携し、携帯電話、スマートフォンの利用に関するルール作りに取り組む。

3 「いじめ防止会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止会議」を設置し、定期的を開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ防止会議」の構成

生徒支援グループの職員をいじめ防止会議の構成員とする。緊急開催の場合には、状況に応じてスクール・カウンセラーや心理・福祉・医療・法令・警察などの外部の専門家等を加える。

特別指導の対象となる事案については、生徒支援グループの特別指導担当と学年特別指導担当が対応する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組みの内容の検討・検証、いじめと疑われる相談・通報への対応、いじめと判断された事案への対応の状況確認、検証を行う。
- ・いじめと疑われる事案がいじめであるかどうかを判断し、緊急会議の招集について決定する。
- ・緊急会議による情報の収集・記録と共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、いじめ事案への対応の検討、対応方針の決定、いじめられた生徒の保護のための体制・対応方針の決定、いじめた生徒や周囲の生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定などを行う。
- ・神奈川県教育委員会への報告、警察との対応を行う。

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ緊急調査会」の構成

校長、副校長、教頭、生徒支援グループ特別指導担当、学年特別指導担当、養護教諭、学年代表をもって構成し、必要に応じて、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者を加える。組織を構成する第三者の参加については、県教育委員会と連携・相談して構成員を決定する。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を行う。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明する。
- ・神奈川県教育委員会への調査結果を報告する。
- ・調査結果の内容について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

5 その他

いじめの予防と早期発見・対応の方法・手続き・手順等については絶えず検証・評価を行い、改善を進める。